

元調査官だからここまでアドバイスできる！

で痛い目に  
遭わないための  
対応テク

二のための  
ツク

# 税務調査



税理士 松嶋 洋

10月から12月は比較的「税務調査」が多く行なわれる時期です。やましいことはなくても、調査があると聞くとなんとなく落ち着かないものです。また、調査官との対応を間違ってしまうと追徴ということにもなりかねません。今月の特別企画では、「税務調査」で痛い目に遭わないための対応テクニックを、元調査官がアドバイスします。

来月はこんな事務があります

- ▶3月決算法人の中間申告期です。
- ▶年末調整の準備に取りかかりましょう。



れで手続きを行ないます。  
まず、社会保険（健康保険、厚生年金保険）については、「健康保険・厚生年金被保険者氏名変更（訂正）届」及び「健康保険・厚生年金被保険者住所変更届」を管轄の年金事務所（健保組合に加入の場合は健保組合も）へ提出し、氏名変更届には健康保険証も忘れずに添付します。

年金手帳を添付すると、手帳に新氏名への変更をしてもらえますが、会社または本人で年金手帳の氏名を変更しても問題ありません。

住所変更の場合で、第3号被保険者である配偶者がいるときは、一体となっている様式に配偶者の基礎年金番号等必要情報を記載し、合わせて届け出をします（図表3参照）。

健康保険組合の場合は、別途「国民年金第3号被保険者住所変更届」の提出が必要な場合もありますので、様式を確認しましょう。

なお、外国人の配偶者（国民年金第3号被保険者）が住所を変更した場合は、「被保険者住所変更届」と一緒に「アルファベット氏名登録（変更）申出書」も提出します。

一方、雇用保険の変更手続きについては、氏名変更の場合のみとなります。この場合、「雇用保険被保険者氏名変更届」（様式第4号）に新氏名・フリ

図表3 住所変更に関する提出書類

住所変更がある人	提出書類
被保険者+被扶養者	1枚目と2枚目を提出
被扶養者のみ	1枚目のみ提出 (2枚目は不要)
被扶養配偶者のみ	2枚目のみ提出 (1枚目は不要)

(注) 協会けんぽの健康保険+厚生年金保険加入の場合

ガナ等を記載して、管轄のハローワークに速やかに提出します。新しい雇用保険被保険者証が交付されたら、本人に渡すようにしましょう。

（社会保険労務士 佐佐木由美子）